

令和3年度第3回

逗子市国民健康保険運営協議会

会議資料

(報告事項1)

令和3年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について

- 資料 1 令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)
- 資料 2 令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)の概要
- 資料 3 令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)歳出
- 資料 4 令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)歳入
- 資料 5 令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)歳出「補正予算の内訳」
- 資料 6 令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)歳入「補正予算の内訳」

(報告事項2)

令和4年度逗子市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について

- 資料 7 令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要<歳出>
- 資料 8 令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要<歳入>
- 資料 9 令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)歳出
- 資料 10 令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)歳入
- 資料 11 逗子市国保主要データ

(報告事項3)

逗子市国民健康保険条例の一部改正について(令和4年4月1日施行)

- 資料 12 改正概要及び条例新旧対照表

令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)

○ 歳 出 (補正科目のみ)

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	最終予算額	説 明
1総務費	102,044	△ 3,049	98,995	
1一般管理費	97,186	△ 3,049	94,137	職員給与費等の減
2保険給付費	4,145,194	316,000	4,461,194	(予備費充用分は除く。)
1一般被保険者療養給付費	3,500,000	316,000	3,816,000	療養給付費の増
6基金積立金	1	110,000	110,001	
1国民健康保険事業運営基金積立金	1	110,000	110,001	国民健康保険事業運営基金への積立
8諸支出金	8,824	894	9,718	(予備費充用分は除く。)
3償還金	1	298	299	保険基盤安定負担金(県費分)の確定に伴う返還金
6国庫支出金返納金	1	596	597	保険基盤安定負担金(国庫分)の確定に伴う返還金
(歳出合計)	4,256,063	423,845	4,679,908	

○ 歳 入 (補正科目のみ)

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	最終予算額	説 明
1国民健康保険料	1,125,032	13,614	1,138,646	
1一般被保険者国民健康保険料	1,136,023	13,614	1,149,637	・新型コロナに関する保険料減免に伴う調定額の減 ・保険料収入見込額の増
2国庫支出金	2	4,800	4,802	
1災害臨時特例補助金	1	4,800	4,801	新型コロナに関する保険料減免に伴う補助金の増
3県支出金	4,184,483	319,200	4,503,683	
1保険給付費等交付金(普通交付金)	4,115,230	316,000	4,431,230	保険給付費の増
2保険給付費等交付金(特別交付金)	69,253	3,200	72,453	新型コロナに関する保険料減免に伴う交付金の増
5繰入金	621,918	△ 66,108	555,810	
1一般会計繰入金	571,918	△ 16,108	555,810	繰入金額の確定(保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金)
2基金繰入金	50,000	△ 50,000	0	国民健康保険事業運営基金繰入金の減
6繰越金	1	152,339	152,340	前年度剰余金
(歳入合計)	5,931,436	423,845	6,355,281	

令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)の概要

歳出補正予算

合計 423,845千円

- 1 「一般管理費」執行見込額の減
 - ・職員給与費等の減 $\Delta 3,049$ 千円
- 2 「一般被保険者療養給付費」執行見込額の増
 - ・療養給付費の増 316,000千円
- 3 「国民健康保険事業運営基金積立金」の増
 - ・基金への積立 110,000千円
- 4 「償還金」執行見込額の増
 - ・保険基盤安定負担金(県費分)の確定に伴う返還金 298千円
- 5 「国庫支出金返納金」執行見込額の増
 - ・保険基盤安定負担金(国庫分)の確定に伴う返還金 596千円

歳入補正予算

合計 423,845千円

- 1 「一般被保険者国民健康保険料」収入見込額の増
 - ・新型コロナウイルスに関する保険料減免に伴う調定額の減 $\Delta 17,144$ 千円
 - ・新型コロナウイルスに関する保険料減免に伴う調定額の増及び保険料収入見込額の増 30,758千円
- 2 「災害臨時特例補助金」収入見込額の増
 - ・新型コロナウイルスに関する保険料減免に伴う補助金の増 4,800千円
- 3 「保険給付費等交付金(普通交付金)」収入見込額の増
 - ・一般被保険者療養給付費の増に伴う交付金の増 316,000千円
- 4 「特別調整交付金分」収入見込額の増
 - ・新型コロナウイルスに関する保険料減免に伴う交付金の増 6,857千円
 - ・新型コロナウイルスに関する保険料減免に伴う交付金の減 $\Delta 3,657$ 千円
- 5 「一般会計繰入金」繰入金額の確定
 - ・保険基盤安定繰入金 $\Delta 12,599$ 千円
 - ・職員給与費等繰入金 $\Delta 3,049$ 千円
 - ・財政安定化支援事業繰入金 $\Delta 460$ 千円
 - ・保険料減免地方負担分繰入金 ± 0 千円
- 6 「基金繰入金」繰入金額の減
 - ・国民健康保険事業運営基金繰入金 $\Delta 50,000$ 千円
- 7 「繰越金」の予算化
 - ・前年度剰余金の予算化 152,339千円

令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 出	当初予算額	補正予算額	予備費充用	最終予算額	R2最終予算額	前年度比較
1 総務費		102,044,000	△ 3,049,000		98,995,000	98,161,000	834,000
1 総務管理費		97,778,000	△ 3,049,000		94,729,000	94,207,000	522,000
1 一般管理費		97,186,000	△ 3,049,000		94,137,000	93,548,000	589,000
1 職員給与等		68,534,000	△ 3,049,000		65,485,000	66,504,000	△ 1,019,000
2 一般管理事務費		28,652,000			28,652,000	27,044,000	1,608,000
2 連合会負担金		592,000			592,000	659,000	△ 67,000
2 徴収費 1 賦課徴収費		3,871,000			3,871,000	3,559,000	312,000
3 運営協議会費 1 運営協議会費		395,000			395,000	395,000	0
2 保険給付費		4,145,194,000	316,000,000	132,000	4,461,326,000	4,121,994,000	339,332,000
1 療養諸費		3,564,060,000	316,000,000		3,880,060,000	3,567,700,000	312,360,000
1 一般被保険者療養給付費		3,500,000,000	316,000,000		3,816,000,000	3,500,000,000	316,000,000
2 退職被保険者等療養給付費		50,000			50,000	3,500,000	△ 3,450,000
3 一般被保険者療養費		50,000,000			50,000,000	50,000,000	0
4 退職被保険者等療養費		10,000			10,000	200,000	△ 190,000
5 審査支払手数料		14,000,000			14,000,000	14,000,000	0
2 高額療養費		551,060,000			551,060,000	521,400,000	29,660,000
1 一般被保険者高額療養費		550,000,000			550,000,000	519,918,000	30,082,000
2 退職被保険者等高額療養費		50,000			50,000	700,000	△ 650,000
3 一般被保険者高額介護合算療養費		1,000,000			1,000,000	582,000	418,000
4 退職被保険者等高額介護合算療養費		10,000			10,000	200,000	△ 190,000
3 移送費		110,000			110,000	150,000	△ 40,000
1 一般被保険者移送費		100,000			100,000	100,000	0
2 退職被保険者等移送費		10,000			10,000	50,000	△ 40,000
4 出産育児諸費		25,213,000			25,213,000	27,314,000	△ 2,101,000
1 出産育児一時金		25,200,000			25,200,000	27,300,000	△ 2,100,000
2 支払手数料		13,000			13,000	14,000	△ 1,000
5 葬祭諸費 1 葬祭費		4,750,000			4,750,000	5,000,000	△ 250,000
6 傷病手当諸費 1 傷病手当金		1,000		132,000	133,000	430,000	△ 297,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,628,136,000			1,628,136,000	1,590,321,000	37,815,000
1 医療給付費分		1,025,568,000			1,025,568,000	1,017,495,000	8,073,000
1 一般被保険者医療給付費分		1,024,880,000			1,024,880,000	1,017,185,000	7,695,000
2 退職被保険者等医療給付費分		688,000			688,000	310,000	378,000
2 後期高齢者支援金等分		421,193,000			421,193,000	411,400,000	9,793,000
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分		421,183,000			421,183,000	411,301,000	9,882,000
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分		10,000			10,000	99,000	△ 89,000
3 介護納付金分		181,375,000			181,375,000	161,426,000	19,949,000
4 共同事業拠出金 1 共同事業拠出金		1,000			1,000	1,000	0
1 共同事業拠出金		1,000			1,000	1,000	0
5 保健事業費		53,299,000			53,299,000	53,351,000	△ 52,000
1 特定健康診査等事業費 1 特定健診・特定保健指導費		51,109,000			51,109,000	51,350,000	△ 241,000
2 保健事業費 1 保健普及費		2,190,000			2,190,000	2,001,000	189,000
6 基金積立金 1 基金積立金		1,000	110,000,000		110,001,000	50,001,000	60,000,000
1 国民健康保険事業運営基金積立金		1,000	110,000,000		110,001,000	50,001,000	60,000,000
7 公債費 1 一般公債費 1 利子		1,000			1,000	1,000	0
8 諸支出金		8,824,000	894,000	2,080,000	11,798,000	14,324,000	△ 2,526,000
1 償還金及び還付加算金		8,823,000	894,000	2,080,000	11,797,000	14,323,000	△ 2,526,000
1 一般被保険者保険料還付金		8,600,000		2,080,000	10,680,000	14,010,000	△ 3,330,000
2 退職被保険者等保険料還付金		10,000			10,000	100,000	△ 90,000
3 償還金		1,000	298,000		299,000	1,000	298,000
4 一般被保険者還付加算金		200,000			200,000	105,000	95,000
5 退職被保険者等還付加算金		10,000			10,000	10,000	0
6 国庫支出金返納金		1,000	596,000		597,000	96,000	501,000
7 保険給付費等交付金償還金		1,000			1,000	1,000	0
2 延滞金 1 延滞金		1,000			1,000	1,000	0
9 予備費 1 予備費 1 予備費		5,000,000		△ 2,212,000	2,788,000	2,384,000	404,000
合 計		5,942,500,000	423,845,000	0	6,366,345,000	5,930,538,000	435,807,000

令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 入	当初予算額	補正予算額	最終予算額	R2最終予算額	前年度比較
1 国民健康保険料 1 国民健康保険料		1,136,054,000	13,614,000	1,149,668,000	1,155,863,000	△ 6,195,000
1 一般被保険者国民健康保険料		1,136,023,000	13,614,000	1,149,637,000	1,155,467,000	△ 5,830,000
1 医療給付費分現年度分		704,816,000	10,729,000	715,545,000	719,266,000	△ 3,721,000
2 後期高齢者支援金分現年度分		274,357,000	28,685,000	303,042,000	305,786,000	△ 2,744,000
3 介護納付金分現年度分		114,750,000	△ 12,200,000	102,550,000	100,441,000	2,109,000
4 医療給付費分滞納繰越分		26,200,000	△ 9,000,000	17,200,000	18,307,000	△ 1,107,000
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		11,600,000	△ 3,800,000	7,800,000	8,264,000	△ 464,000
6 介護納付金分滞納繰越分		4,300,000	△ 800,000	3,500,000	3,403,000	97,000
2 退職被保険者等国民健康保険料		31,000		31,000	396,000	△ 365,000
1 医療給付費分現年度分		1,000		1,000	1,000	0
2 後期高齢者支援金分現年度分		1,000		1,000	1,000	0
3 介護納付金分現年度分		1,000		1,000	1,000	0
4 医療給付費分滞納繰越分		17,000		17,000	250,000	△ 233,000
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		7,000		7,000	79,000	△ 72,000
6 介護納付金分滞納繰越分		4,000		4,000	64,000	△ 60,000
2 国庫支出金		2,000	4,800,000	4,802,000	22,858,000	△ 18,056,000
1 国庫補助金		2,000	4,800,000	4,802,000	22,858,000	△ 18,056,000
1 災害臨時特別補助金		1,000	4,800,000	4,801,000	20,629,000	△ 15,828,000
2 傷病手当金補助金		1,000		1,000	430,000	△ 429,000
社会保険・税番号制度システム整備補助金		0		0	1,799,000	△ 1,799,000
3 県支出金		4,184,483,000	319,200,000	4,503,683,000	4,182,941,000	320,742,000
1 県補助金		4,184,483,000	319,200,000	4,503,683,000	4,182,941,000	320,742,000
1 保険給付費等交付金		4,184,483,000	319,200,000	4,503,683,000	4,182,941,000	320,742,000
1 保険給付費等交付金(普通交付金)		4,115,230,000	316,000,000	4,431,230,000	4,089,250,000	341,980,000
2 保険給付費等交付金(特別交付金)		69,253,000	3,200,000	72,453,000	93,691,000	△ 21,238,000
1 保険者努力支援分		20,121,000		20,121,000	16,116,000	4,005,000
2 特別調整交付金分		12,903,000	3,200,000	16,103,000	35,066,000	△ 18,963,000
3 県繰入金		23,867,000		23,867,000	31,540,000	△ 7,673,000
4 特定健診等負担金		12,362,000		12,362,000	10,969,000	1,393,000
4 財産収入 1 財産運用収入 1 利子及び配当金		1,000		1,000	1,000	0
5 繰入金		621,918,000	△ 66,108,000	555,810,000	549,051,000	6,759,000
1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金		571,918,000	△ 16,108,000	555,810,000	549,051,000	6,759,000
1 保険基盤安定繰入金		251,749,000	△ 12,599,000	239,150,000	251,749,000	△ 12,599,000
2 職員給与費等繰入金		104,159,000	△ 3,049,000	101,110,000	98,287,000	2,823,000
3 出産育児一時金等繰入金		16,800,000		16,800,000	18,200,000	△ 1,400,000
4 財政安定化支援事業繰入金		14,446,000	△ 460,000	13,986,000	16,051,000	△ 2,065,000
5 その他一般会計繰入金		184,764,000		184,764,000	164,764,000	20,000,000
1 その他一般会計繰入金		184,764,000		184,764,000	164,764,000	20,000,000
2 保険料減免地方負担分繰入金						
2 基金繰入金		50,000,000	△ 50,000,000	0	0	0
1 国民健康保険事業運営基金繰入金		50,000,000	△ 50,000,000	0	0	0
6 繰越金 1 繰越金 1 繰越金		1,000	152,339,000	152,340,000	19,784,000	132,556,000
7 諸収入		41,000		41,000	40,000	1,000
1 延滞金加算金及び過料		14,000		14,000	14,000	0
2 預金利子		1,000		1,000	1,000	0
3 雑入		26,000		26,000	25,000	1,000
合 計		5,942,500,000	423,845,000	6,366,345,000	5,930,538,000	435,807,000

令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)「補正予算の内訳」

(単位:円)

款	項	目	歳	出	当初予算額	補正1号	補正2号	補正3号	予備費充用	予算現額
1	総務費				102,044,000		△ 3,049,000			98,995,000
	1	総務管理費			97,778,000		△ 3,049,000			94,729,000
		1一般管理費			97,186,000		△ 3,049,000			94,137,000
		1職員給与費等			68,534,000		△ 3,049,000			65,485,000
		2一般管理事務費			28,652,000					28,652,000
		2連合会負担金			592,000					592,000
	2	徴収費 1賦課徴収費			3,871,000					3,871,000
	3	運営協議会費 1運営協議会費			395,000					395,000
2	保険給付費				4,145,194,000			316,000,000	132,000	4,461,326,000
	1	療養諸費			3,564,060,000			316,000,000		3,880,060,000
		1一般被保険者療養給付費			3,500,000,000			316,000,000		3,816,000,000
		2退職被保険者等療養給付費			50,000					50,000
		3一般被保険者療養費			50,000,000					50,000,000
		4退職被保険者等療養費			10,000					10,000
		5審査支払手数料			14,000,000					14,000,000
	2	高額療養費			551,060,000					551,060,000
		1一般被保険者高額療養費			550,000,000					550,000,000
		2退職被保険者等高額療養費			50,000					50,000
		3一般被保険者高額介護合算療養費			1,000,000					1,000,000
		4退職被保険者等高額介護合算療養費			10,000					10,000
	3	移送費			110,000					110,000
		1一般被保険者移送費			100,000					100,000
		2退職被保険者等移送費			10,000					10,000
	4	出産育児諸費			25,213,000					25,213,000
		1出産育児一時金			25,200,000					25,200,000
		2支払手数料			13,000					13,000
	5	葬祭諸費 1葬祭費			4,750,000					4,750,000
	6	傷病手当諸費 1傷病手当金			1,000				132,000	133,000
3	国民健康保険事業費納付金				1,628,136,000					1,628,136,000
	1	医療給付費分			1,025,568,000					1,025,568,000
		1一般被保険者医療給付費分			1,024,880,000					1,024,880,000
		2退職被保険者等医療給付費分			688,000					688,000
	2	後期高齢者支援金等分			421,193,000					421,193,000
		1一般被保険者後期高齢者支援金等分			421,183,000					421,183,000
		2退職被保険者等後期高齢者支援金等分			10,000					10,000
	3	介護納付金分			181,375,000					181,375,000
4	共同事業拠出金 1共同事業拠出金				1,000					1,000
		1共同事業拠出金			1,000					1,000
5	保健事業費				53,299,000					53,299,000
		1特定健康診査等事業費 1特定健診・特定保健指導費			51,109,000					51,109,000
		2保健事業費 1保健普及費			2,190,000					2,190,000
6	基金積立金 1基金積立金				1,000			110,000,000		110,001,000
		1国民健康保険事業運営基金積立金			1,000			110,000,000		110,001,000
7	公債費 1一般公債費 1利子				1,000					1,000
8	諸支出金				8,824,000			894,000	2,080,000	11,798,000
	1	償還金及び還付加算金			8,823,000			894,000	2,080,000	11,797,000
		1一般被保険者保険料還付金			8,600,000				2,080,000	10,680,000
		2退職被保険者等保険料還付金			10,000					10,000
		3償還金			1,000			298,000		299,000
		4一般被保険者還付加算金			200,000					200,000
		5退職被保険者等還付加算金			10,000					10,000
		6国庫支出金返納金			1,000			596,000		597,000
		7保険給付費等交付金償還金			1,000					1,000
		2延滞金 1延滞金			1,000					1,000
9	予備費 1予備費 1予備費				5,000,000				△ 2,212,000	2,788,000
	合	計			5,942,500,000	0	△ 3,049,000	426,894,000	0	6,366,345,000

令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)「補正予算の内訳」

(単位:円)

款 項 目	歳 入	当初予算額	補正1号	補正2号	補正3号	予算現額
1 国民健康保険料 1 国民健康保険料		1,136,054,000	△ 17,144,000		30,758,000	1,149,668,000
1 一般被保険者国民健康保険料		1,136,023,000	△ 17,144,000		30,758,000	1,149,637,000
1 医療給付費分現年度分		704,816,000	△ 11,041,000		21,770,000	715,545,000
2 後期高齢者支援金分現年度分		274,357,000	△ 4,303,000		32,988,000	303,042,000
3 介護納付金分現年度分		114,750,000	△ 1,800,000		△ 10,400,000	102,550,000
4 医療給付費分滞納繰越分		26,200,000			△ 9,000,000	17,200,000
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		11,600,000			△ 3,800,000	7,800,000
6 介護納付金分滞納繰越分		4,300,000			△ 800,000	3,500,000
2 退職被保険者等国民健康保険料		31,000				31,000
1 医療給付費分現年度分		1,000				1,000
2 後期高齢者支援金分現年度分		1,000				1,000
3 介護納付金分現年度分		1,000				1,000
4 医療給付費分滞納繰越分		17,000				17,000
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		7,000				7,000
6 介護納付金分滞納繰越分		4,000				4,000
2 国庫支出金		2,000			4,800,000	4,802,000
1 国庫補助金		2,000			4,800,000	4,802,000
1 災害臨時特例補助金		1,000			4,800,000	4,801,000
2 傷病手当金補助金		1,000				1,000
3 県支出金		4,184,483,000	6,857,000		312,343,000	4,503,683,000
1 県補助金		4,184,483,000	6,857,000		312,343,000	4,503,683,000
1 保険給付費等交付金		4,184,483,000	6,857,000		312,343,000	4,503,683,000
1 保険給付費等交付金(普通交付金)		4,115,230,000			316,000,000	4,431,230,000
2 保険給付費等交付金(特別交付金)		69,253,000	6,857,000		△ 3,657,000	72,453,000
1 保険者努力支援分		20,121,000				20,121,000
2 特別調整交付金分		12,903,000	6,857,000		△ 3,657,000	16,103,000
3 県繰入金		23,867,000				23,867,000
4 特定健診等負担金		12,362,000				12,362,000
4 財産収入 1 財産運用収入 1 利子及び配当金		1,000				1,000
5 繰入金		621,918,000	10,287,000	△ 3,049,000	△ 73,346,000	555,810,000
1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金		571,918,000	10,287,000	△ 3,049,000	△ 23,346,000	555,810,000
1 保険基盤安定繰入金		251,749,000			△ 12,599,000	239,150,000
2 職員給与等繰入金		104,159,000		△ 3,049,000		101,110,000
3 出産育児一時金等繰入金		16,800,000				16,800,000
4 財政安定化支援事業繰入金		14,446,000			△ 460,000	13,986,000
5 その他一般会計繰入金		184,764,000	10,287,000		△ 10,287,000	184,764,000
1 その他一般会計繰入金		184,764,000				184,764,000
2 保険料減免地方負担分繰入金		0	10,287,000		△ 10,287,000	0
2 基金繰入金		50,000,000			△ 50,000,000	0
1 国民健康保険事業運営基金繰入金		50,000,000			△ 50,000,000	0
6 繰越金 1 繰越金 1 繰越金		1,000			152,339,000	152,340,000
7 諸収入		41,000				41,000
1 延滞金加算金及び過料		14,000				14,000
2 預金利子		1,000				1,000
3 雑入		26,000				26,000
合 計		5,942,500,000	0	△ 3,049,000	426,894,000	6,366,345,000

令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要

《 歳 出 》

(単位:千円)

科目・概要	R3 当初予算額	R4 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
総務費 ○職員給与費等 ○一般管理事務費 ・資格管理、保険給付等事務に要する経費 ○連合会負担金 ・神奈川県国民健康保険連合会に対する負担金 ○賦課徴収費 ・保険料賦課徴収事務に要する経費 ○運営協議会費 ・国民健康保険運営協議会に要する経費	102,044	97,764	△ 4,280	<主な増減理由> 被保険者証の一斉更新に係る事務経費の減(一斉更新は隔年) 【一般管理事務費】 ・国保システム電算処理業務委託 ・電算共同処理(国保連合会)業務委託 ・レセプト点検業務委託 ・制度改正に伴うシステム改修業務委託 ・高額療養費支給決定等に係る郵送代 など 【賦課徴収費】 ・保険料決定通知書、督促状及び催告書等郵送代 など
保険給付費 ○療養諸費 ・保険事故(疾病、負傷等)に関する保険給付等 ○高額療養費 ・被保険者の自己負担限度額超過分を支給 ○その他 ・移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給等	4,145,194	4,715,319	570,125	<主な増減理由> 療養給付費支給見込額の増 (被保険者数) 各年12月末時点 R2:12,760人/R3:12,404人/前年比△356人 (一人あたり医療費) R元年度:378,642円/R2年度:361,543円/前年比△17,099円
国民健康保険事業費納付金 国保財政の運営主体である神奈川県への納付金 ・県が医療給付に必要な額を見込み、各市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準等を考慮して毎年決定	1,628,136	1,697,914	69,778	<主な増減理由> 県全体の医療給付見込額の増
共同事業拠出金 年金受給者リスト作成費に係る拠出金	1	1	0	
保健事業費 ○特定健診・特定保健指導費 ・健康保持及びその増進を図るとともに、将来的な医療費を抑制するため、特定健康診査及び特定保健指導を実施 ○保健普及費 ・疾病予防及び健康の保持増進に係る啓発事業等に要する経費	53,299	53,494	195	<主な増減理由> 特定健診にかかる事務(受診勧奨)経費の増 【特定健診・特定保健指導費】 ・保健指導従事者等報酬 ・特定健康診査委託 など 【保健普及費】 ・国保Q&Aガイドブック等作成 ・医療費通知及びジュネリック医薬品差額通知郵送代

基金積立金 国民健康保険事業運営基金への積立	1	1	0	基金現在額(R3年度末見込) 約 197,000千円
公債費 一時借入金に対する利子償還金	1	1	0	
諸支出金 保険料過誤納等に係る還付金 など	8,824	7,206	△ 1,618	<主な増減理由> 還付見込額の減
予備費 予期しなかった支出に対応するための経費	5,000	5,000	0	
合 計	5,942,500	6,576,700	634,200	

令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要

＜ 歳 入 ＞

(単位:千円)

科目・概要	R3 当初予算額	R4 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
国民健康保険料 「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」からなり、それぞれ「所得割額」(前年の所得額に応じて計算)、「均等割額」(加入者数に応じて計算)、「平等割額」(1世帯につき)がある。	1,136,054	1,155,865	19,811	<主な増減理由> 県納付金の増による増 (退職被保険者は、平成26年度に制度終了)
国庫支出金 国保事業に要する費用を国が負担	2	2	0	
県支出金 ○普通交付金 市町村の保険給付に要した費用全額が交付 ○特別交付金 市町村の個別の事情、取組状況等に応じて交付 ・保険者努力支援分 ・特別調整交付金分 ・県繰入金 ・特定健診等負担金	4,184,483	4,759,485	575,002	<主な増減理由> 保険給付費(療養給付費)支給見込額の増 【保険者努力支援分】 ・特定健診受診率及び保険料徴収率のアップ など 【特別調整交付金分】 医療の適正受診及び第三者行為求償の取組強化 など 【県繰入金】 ・生活習慣病予防事業の実施、保険料滞納処分の執行 など 【特定健診等負担金】 ・特定健診及び特定保健指導に要する費用
財産収入 国民健康保険事業運営基金の運用によって生じる利息	1	1	0	
繰入金 ○一般会計繰入金 一般会計から繰入(補填)されるもので、国基準に基づくもの(法定繰入)と、市独自に基づくもの(法定外繰入)がある。 ・保険基盤安定繰入金 低所得世帯に対する保険料軽減に応じて一定割合分を繰入 ・未就学児均等割保険料繰入金 未就学児に対する保険料軽減に応じて一定割合分を繰入 ・職員給与費等繰入金 国保事務に要する職員給与費等を繰入 ・出産育児一時金等繰入金 出産育児一時金に要する費用の2/3を繰入 ・財政安定化支援事業繰入金 低所得の被保険者が多いなど、市町村の責めに帰することができない理由により国保財政が受ける影響額を繰入 ・その他一般会計(法定外)繰入金 保健事業や保険料減免など、福祉施策に要する費用を繰入 ○基金繰入金 国民健康保険事業運営基金の取り崩し	621,918	661,305	39,387	<主な増減理由> 基金繰入金の増 県納付金の増額及び被保険者の減少等に伴い、保険料の大幅な上昇が見込まれることから、被保険者の急激な負担増を緩和するために、一般会計からの繰入及び国民健康保険事業運営基金の運用を行う。 【その他一般会計繰入金】 164,764千円(前年度比△20,000千円) 【基金繰入金】 130,000千円(前年度比+80,000千円) 基金現在額(R3年度末見込) 約 197,000千円

繰越金 前年度からの繰越金	1	1	0	
諸収入 保険料延滞金及び第三者求償行為による納付金 など	41	41	0	
合 計	5,942,500	6,576,700	634,200	

令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 出	当初予算額			
		令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)	比較(R4/R3)
1 総務費		102,044,000	97,764,000	△ 4,280,000	95.81%
1 総務管理費		97,778,000	93,682,000	△ 4,096,000	95.81%
1 一般管理費		97,186,000	93,098,000	△ 4,088,000	95.79%
1 職員給与費等		68,534,000	68,086,000	△ 448,000	99.35%
2 一般管理事務費		28,652,000	25,012,000	△ 3,640,000	87.30%
2 連合会負担金		592,000	584,000	△ 8,000	98.65%
2 徴収費 1 賦課徴収費		3,871,000	3,716,000	△ 155,000	96.00%
3 運営協議会費 1 運営協議会費		395,000	366,000	△ 29,000	92.66%
2 保険給付費		4,145,194,000	4,715,319,000	570,125,000	113.75%
1 療養諸費		3,564,060,000	4,064,002,000	499,942,000	114.03%
1 一般被保険者療養給付費		3,500,000,000	4,000,000,000	500,000,000	114.29%
2 退職被保険者等療養給付費		50,000	1,000	△ 49,000	2.00%
3 一般被保険者療養費		50,000,000	50,000,000	0	100.00%
4 退職被保険者等療養費		10,000	1,000	△ 9,000	10.00%
5 審査支払手数料		14,000,000	14,000,000	0	100.00%
2 高額療養費		551,060,000	621,002,000	69,942,000	112.69%
1 一般被保険者高額療養費		550,000,000	620,000,000	70,000,000	112.73%
2 退職被保険者等高額療養費		50,000	1,000	△ 49,000	2.00%
3 一般被保険者高額介護合算療養費		1,000,000	1,000,000	0	100.00%
4 退職被保険者等高額介護合算療養費		10,000	1,000	△ 9,000	10.00%
3 移送費		110,000	101,000	△ 9,000	91.82%
1 一般被保険者移送費		100,000	100,000	0	100.00%
2 退職被保険者等移送費		10,000	1,000	△ 9,000	10.00%
4 出産育児諸費		25,213,000	25,213,000	0	100.00%
1 出産育児一時金		25,200,000	25,200,000	0	100.00%
2 支払手数料		13,000	13,000	0	100.00%
5 葬祭諸費 1 葬祭費		4,750,000	5,000,000	250,000	105.26%
6 傷病手当諸費 1 傷病手当金		1,000	1,000	0	100.00%
3 国民健康保険事業費納付金		1,628,136,000	1,697,914,000	69,778,000	104.29%
1 医療給付費分		1,025,568,000	1,098,009,000	72,441,000	107.06%
1 一般被保険者医療給付費分		1,024,880,000	1,098,000,000	73,120,000	107.13%
2 退職被保険者等医療給付費分		688,000	9,000	△ 679,000	1.31%
2 後期高齢者支援金等分		421,193,000	417,905,000	△ 3,288,000	99.22%
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分		421,183,000	417,901,000	△ 3,282,000	99.22%
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分		10,000	4,000	△ 6,000	40.00%
3 介護納付金分		181,375,000	182,000,000	625,000	100.34%
4 共同事業拠出金 1 共同事業拠出金		1,000	1,000	0	100.00%
1 共同事業拠出金		1,000	1,000	0	100.00%
5 保健事業費		53,299,000	53,494,000	195,000	100.37%
1 特定健康診査等事業費 1 特定健診・特定保健指導費		51,109,000	51,339,000	230,000	100.45%
2 保健事業費 1 保健普及費		2,190,000	2,155,000	△ 35,000	98.40%
6 基金積立金 1 基金積立金		1,000	1,000	0	100.00%
1 国民健康保険事業運営基金積立金		1,000	1,000	0	100.00%
7 公債費 1 一般公債費 1 利子		1,000	1,000	0	100.00%
8 諸支出金		8,824,000	7,206,000	△ 1,618,000	81.66%
1 償還金及び還付加算金		8,823,000	7,205,000	△ 1,618,000	81.66%
1 一般被保険者保険料還付金		8,600,000	7,000,000	△ 1,600,000	81.40%
2 退職被保険者等保険料還付金		10,000	1,000	△ 9,000	10.00%
3 償還金		1,000	1,000	0	100.00%
4 一般被保険者還付加算金		200,000	200,000	0	100.00%
5 退職被保険者等還付加算金		10,000	1,000	△ 9,000	10.00%
6 国庫支出金返納金		1,000	1,000	0	100.00%
7 保険給付費等交付金償還金		1,000	1,000	0	100.00%
2 延滞金 1 延滞金		1,000	1,000	0	100.00%
9 予備費 1 予備費 1 予備費		5,000,000	5,000,000	0	100.00%
合 計		5,942,500,000	6,576,700,000	634,200,000	110.67%

令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 入	当初予算額			
		令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)	比較(R4/R3)
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,136,054,000	1,155,865,000	19,811,000	101.74%
	1 一般被保険者国民健康保険料	1,136,023,000	1,155,859,000	19,836,000	101.75%
	1 医療給付費分現年度分	704,816,000	712,553,000	7,737,000	101.10%
	2 後期高齢者支援金分現年度分	274,357,000	315,459,000	41,102,000	114.98%
	3 介護納付金分現年度分	114,750,000	99,947,000	△ 14,803,000	87.10%
	4 医療給付費分滞納繰越分	26,200,000	17,000,000	△ 9,200,000	64.89%
	5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	11,600,000	7,600,000	△ 4,000,000	65.52%
	6 介護納付金分滞納繰越分	4,300,000	3,300,000	△ 1,000,000	76.74%
	2 退職被保険者等国民健康保険料	31,000	6,000	△ 25,000	19.35%
	1 医療給付費分現年度分	1,000	1,000	0	100.00%
	2 後期高齢者支援金分現年度分	1,000	1,000	0	100.00%
	3 介護納付金分現年度分	1,000	1,000	0	100.00%
	4 医療給付費分滞納繰越分	17,000	1,000	△ 16,000	5.88%
	5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	7,000	1,000	△ 6,000	14.29%
	6 介護納付金分滞納繰越分	4,000	1,000	△ 3,000	25.00%
2 国庫支出金		2,000	2,000	0	100.00%
	1 国庫補助金	2,000	2,000	0	100.00%
	1 災害臨時特例補助金	1,000	1,000	0	100.00%
	2 傷病手当金補助金	1,000	1,000	0	100.00%
3 県支出金		4,184,483,000	4,759,485,000	575,002,000	113.74%
	1 県補助金	4,184,483,000	4,759,485,000	575,002,000	113.74%
	1 保険給付費等交付金	4,184,483,000	4,759,485,000	575,002,000	113.74%
	1 保険給付費等交付金(普通交付金)	4,115,230,000	4,685,105,000	569,875,000	113.85%
	2 保険給付費等交付金(特別交付金)	69,253,000	74,380,000	5,127,000	107.40%
	1 保険者努力支援分	20,121,000	23,800,000	3,679,000	118.28%
	2 特別調整交付金分	12,903,000	10,859,000	△ 2,044,000	84.16%
	3 県繰入金	23,867,000	27,376,000	3,509,000	114.70%
	4 特定健診等負担金	12,362,000	12,345,000	△ 17,000	99.86%
4 財産収入	1 財産運用収入 1 利子及び配当金	1,000	1,000	0	100.00%
5 繰入金		621,918,000	661,305,000	39,387,000	106.33%
	1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金	571,918,000	531,305,000	△ 40,613,000	92.90%
	1 保険基盤安定繰入金	251,749,000	239,150,000	△ 12,599,000	95.00%
	2 未就学児均等割保険料繰入金	0	1,000	1,000	—
	3 職員給与費等繰入金	104,159,000	98,003,000	△ 6,156,000	94.09%
	4 出産育児一時金等繰入金	16,800,000	16,800,000	0	100.00%
	5 財政安定化支援事業繰入金	14,446,000	12,587,000	△ 1,859,000	87.13%
	6 その他一般会計繰入金	184,764,000	164,764,000	△ 20,000,000	89.18%
	2 基金繰入金	50,000,000	130,000,000	80,000,000	260.00%
	1 国民健康保険事業運営基金繰入金	50,000,000	130,000,000	80,000,000	260.00%
6 繰越金	1 繰越金 1 繰越金	1,000	1,000	0	100.00%
7 諸収入		41,000	41,000	0	100.00%
	1 延滞金加算金及び過料	14,000	14,000	0	100.00%
	2 預金利子	1,000	1,000	0	100.00%
	3 雑入	26,000	26,000	0	100.00%
	合 計	5,942,500,000	6,576,700,000	634,200,000	110.67%

2022. 1. 20現在

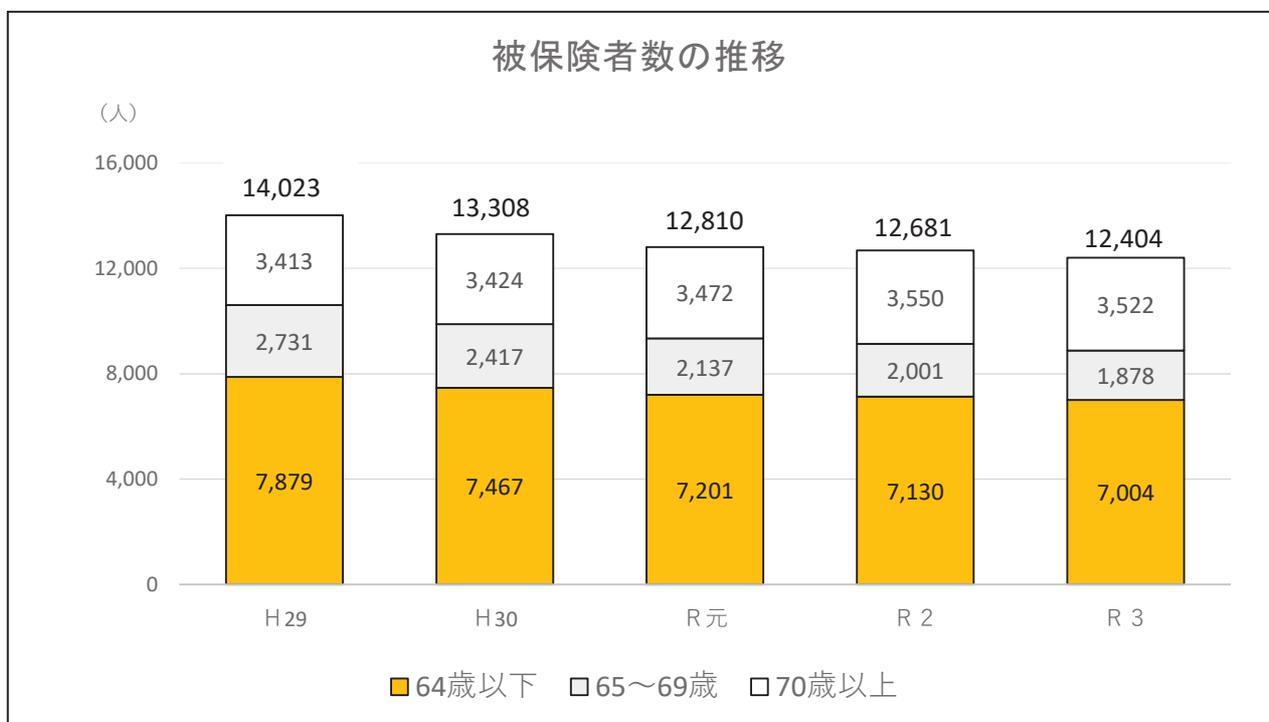
逗子市国保主要データ

1 被保険者数及び世帯数

(単位：世帯・人)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		(年度末現在)	加入率	(年度末現在)	加入率	(12月末現在)	加入率
世帯数		8,432	30.7%	8,463	30.4%	8,346	29.9%
被 保 険 者 数	一般被保険者	12,810	—	12,681	—	12,404	—
	退職被保険者	0	—	0	—	0	—
	計	12,810	21.5%	12,681	21.3%	12,404	20.9%

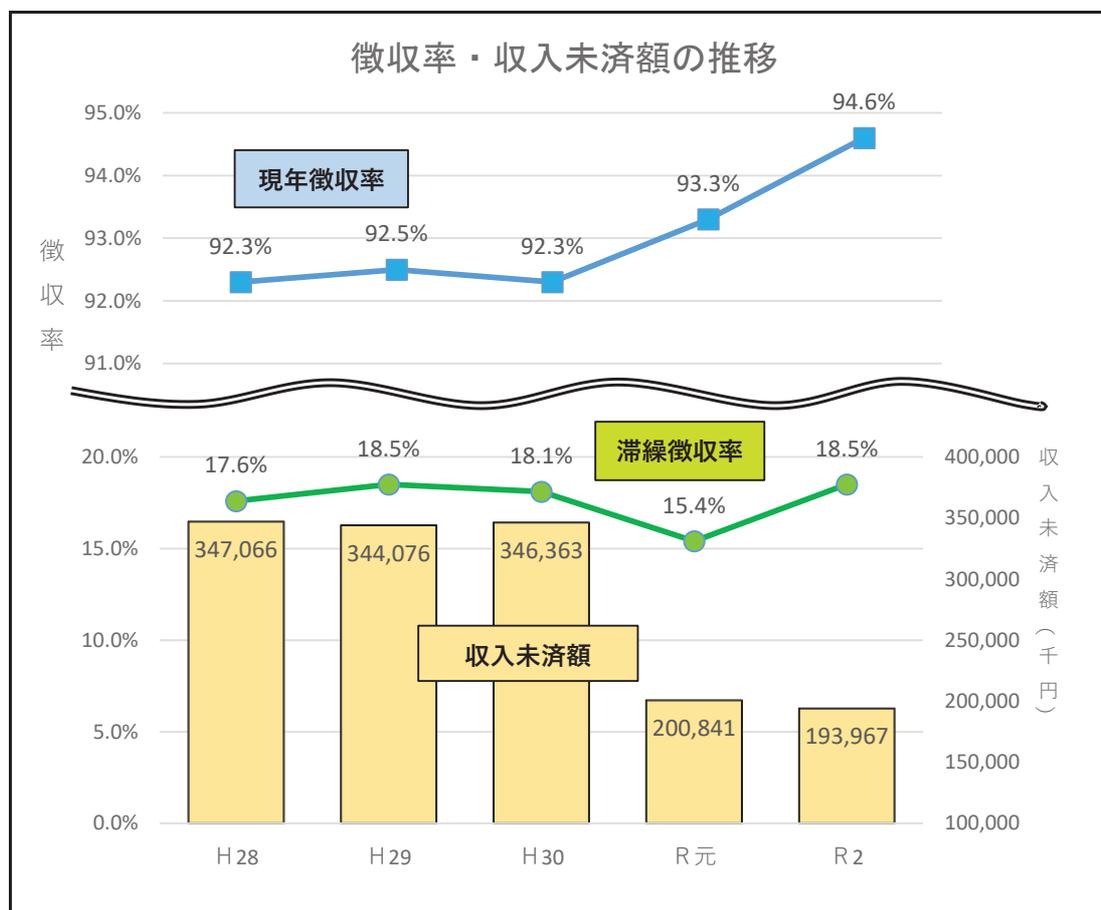
※「加入率」は、本市住民基本台帳上の全世帯数・全人口に対する割合



2 国民健康保険料の徴収状況

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	(収入未済額)	徴収率	(収入未済額)	徴収率	(収入未済額)	徴収率
現年度分	105,280	92.3%	91,699	93.3%	70,272	94.6%
滞納繰越分	241,083	18.1%	109,142	15.4%	123,695	18.5%
計	346,363	77.7%	200,841	77.6%	193,967	84.6%
不納欠損額	35,031		180,556		38,445	



3 保険給付の状況

(1) 保険給付費

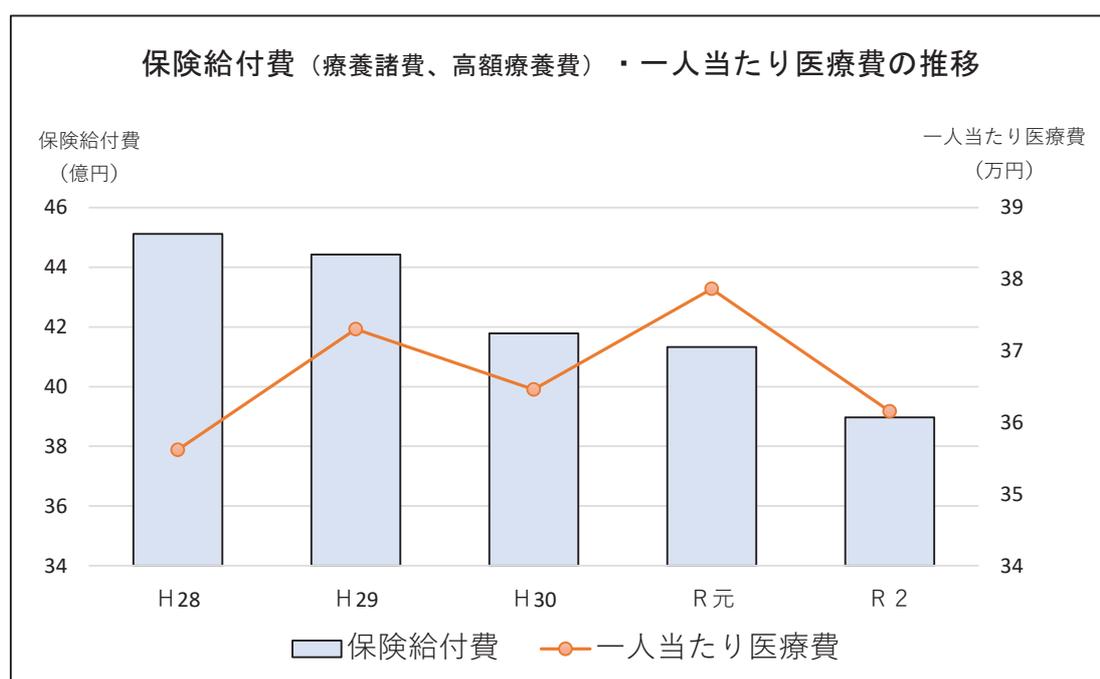
(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養諸費 (療養給付費、療養費)	3,998,939	3,922,364	3,677,738	3,622,522	3,406,270
高額療養費	512,960	520,257	500,584	509,789	490,497
出産育児一時金	44件	48件	50件	51件	46件
葬祭費	94件	82件	77件	80件	53件
傷病手当金 (新型コロナに関する)	一件	一件	一件	一件	2件

(2) 一人当たり医療費

(単位：円)

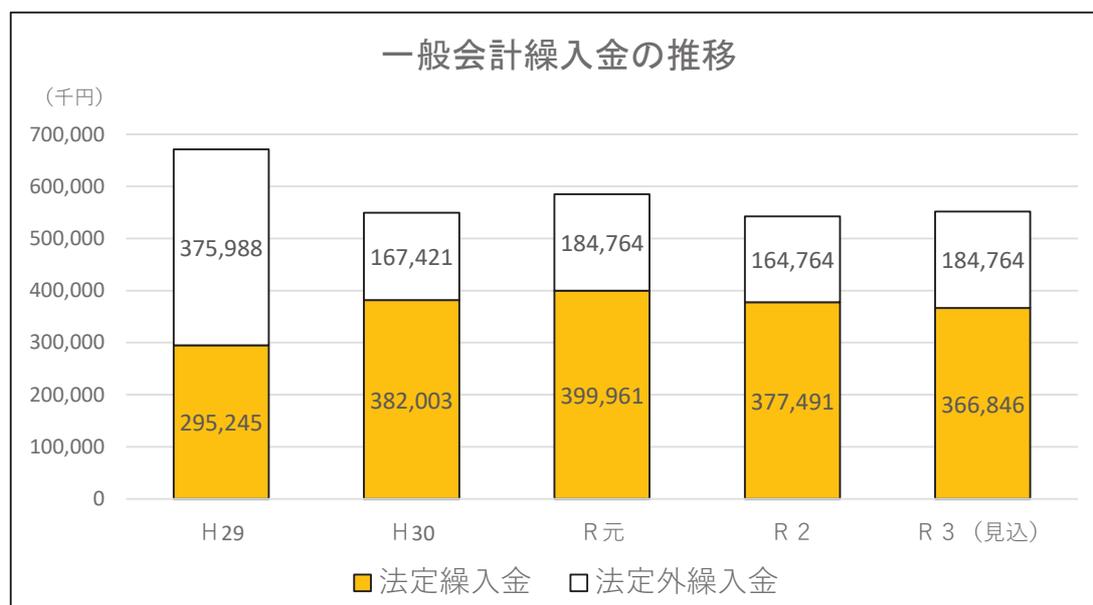
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一人当たり医療費	356,183	373,013	364,612	378,642	361,543
(参考) 県内市町村の平均	336,496	346,612	353,301	362,703	—



4 一般会計繰入金の状況

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (決算見込)
法定繰入	保険基盤安定繰入金	261,330	266,217	251,750	239,150
	職員給与費等繰入金	92,825	103,913	98,287	101,110
	出産育児一時金等繰入金	13,628	13,779	11,402	12,600
	財政安定化支援事業繰入金	14,220	16,052	16,052	13,986
法定外繰入 (その他一般会計繰入金)		167,421	184,764	164,764	184,764
計		549,424	584,725	542,255	551,610



5 基金の状況

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (年度末見込)
前年度末残高	37,650	31,650	71,650	36,904	86,904
取崩額	△ 6,000	0	△ 34,746	0	0
積立額	0	40,000	0	50,000	110,000
年度末残高	31,650	71,650	36,904	86,904	196,904

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、逗子市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

- 1 新たに減額規定（第16条の4）を追加するため、所要の改正を行うもの。

改正条文 第8条の3 第12条の5の2

- 2 国民健康保険法の一部が改正され、引用条項の項ズレが生じたため、所要の改正を行うもの。

改正条文 第8条の3第1号ウ、エ

- 3 国民健康保険法の一部が改正され、市町村特別会計への繰入れ等の規定が追加されたため、所要の改正を行うもの。

改正条文 第8条の3第2号エ 第12条の5の2第2号イ

- 4 新たに減額規定（第16条の4）を追加するため、所要の改正を行うもの。

改正条文 第16条の2「見出し」

- 5 国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険料における未就学児の被保険者均等割額を減額することとなったため、新たに規定を追加するもの。

改正条文 第16条の4

（提案理由）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正され、国民健康保険料における未就学児の被保険者均等割額の減額の規定を加えること等について、改正の要あるため提案する。

子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入（国民健康保険制度）

1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
※ 対象者数：約70万人（平成30年度国民健康保険実態調査）
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。

※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。

- 財政影響：公費約90億円（令和4年度）

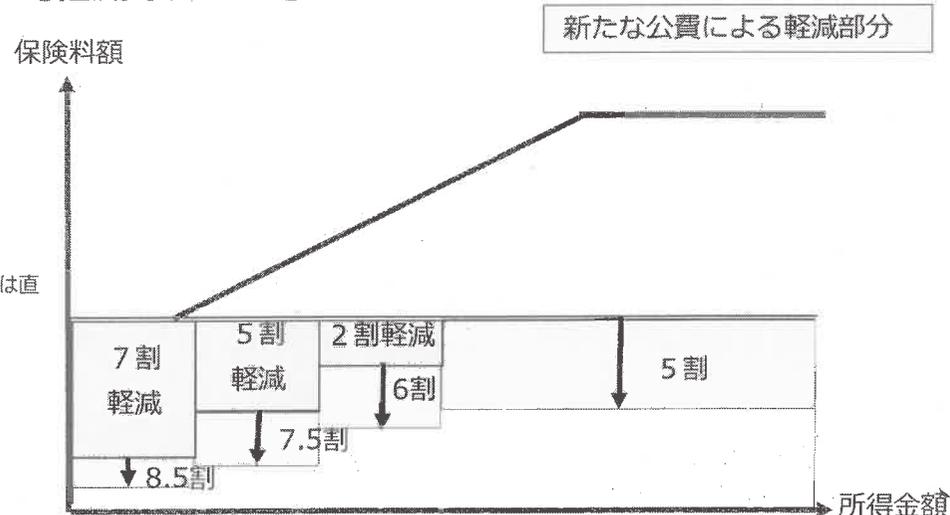
※ 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。

※ 令和3年度予算案ベースを足下にし、人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

- 施行時期：令和4年4月

【軽減イメージ】



逗子市国民健康保険条例(昭和34年条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○逗子市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年 3月25日 逗子市条例第13号</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2 _____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合)にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療</p>	<p>○逗子市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年 3月25日 逗子市条例第13号</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2 <u>及び第16条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合)にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療</p>

養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。)、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険

養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。)、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険

外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する

外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する

費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第12条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢

費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第12条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。
次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

(保険料の減額)

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(低所得者の保険料の減額)

第16条の2 (略)

地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の

算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、施行令第29条の7第5項第3号ロに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得

と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、施行令第29条の7第5項第3号ハに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第

12条の5の3又は第12条の5の6」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の7」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の9」と読み替えるものとする。

12条の5の3又は第12条の5の6」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と読み替えるものとする。

- 4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

- 2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5又は第12条の5の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは

「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条の2第1項に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5又は第12条の5の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。